

令和5年5月12日
教 育 指 導 課

争訟事件の発生について

損害賠償を求める訴訟が提起されたので報告する。

1 事件名

損害賠償請求事件

2 訴状到達日等

令和5年3月24日（提訴日：令和5年3月8日）

3 当事者

(1) 原告

(2) 被告 世田谷区

4 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金1,739万3,776円及びこれに対する平成31年4月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とすること。

(3) 判決及び仮執行宣言

5 原告の主張

原告は、平成31年4月8日に、当時在籍していた世田谷区において勤務中に階段で転倒し右橈骨遠位端を骨折した。その際、治療や勤務にあたっての訴外校長の言動及び対応により治療が遅れたことから後遺障害が発生し、再任用職員としての勤務を断念したことによる逸失利益と慰謝料等について、学校設置者である世田谷区に対して支払いを求める。

6 今後の対応

特別区人事・厚生事務組合法務部と協議し対応する。